

横浜市駐車場条例施行規則

制定 平成4年3月31日

改正 平成6年3月31日

改正 平成7年6月30日

改正 平成8年5月2日

改正 平成11年4月30日

改正 平成19年11月30日

改正 平成28年3月31日

改正 平成28年12月22日

改正 令和3年9月30日

改正 令和8年3月31日

(当初制定 昭和39年4月4日)

(改正 昭和39年9月30日)

(改正 昭和48年12月25日)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第2条 条例第10条第2項に規定する規則で定める規模は、駐車台数15台とする。

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める限度は、5分の1とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

第3条 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。

- (1) 博物館、美術館、病院、公会堂又は集会場の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供する部分を有する建築物で、条例第4条から第6条の3までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る最小の規模の駐車施設等を設けるものとした場合の当該駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分（当該建築物について増築又は用途変更をする場合は、当該増築又は用途変更前の建築物に現に設けられている駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分を含むものとする。）の床面積が500平方メートルを超えるもの

(駐車施設等の出口及び入口)

第4条 駐車施設等（自動車の駐車の用に供する部分の面積が50平方メートル未満のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の自動車用の出口及び入口は、当該駐車施設等に設置する

車路が道路（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項に規定する道路（同条第 2 項又は第 4 項の規定による道路を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に接する部分のみに設けなければならない。

- 2 前項に規定する自動車用の出口及び入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。ただし、第 1 号の規定は、その敷地が横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第 47条第 2 項各号に規定する要件を満たす自動車車庫については、適用しない。
- (1) 幅員 6メートル（自動車の駐車のために供する部分の面積が 150平方メートル未満の駐車施設等については、4メートル）未満の道路
 - (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
 - (3) 道路（幅員が 6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（内角が 120度を超えるものを除く。）から 5メートル以内の当該道路
 - (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
 - (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
 - (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路
- 3 前 2 項の規定は、市長が自動車の通行上支障がないと認めて特に承認した駐車施設等については、適用しない。

（車路の幅員の基準）

第 5 条 駐車施設等に設置する車路の幅員は、自動車の駐車のために供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

自動車の駐車のために供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
50平方メートル以上 150平方メートル未満	4.5メートル以上	2.5メートル以上
150平方メートル以上 500平方メートル未満	5.0メートル以上	3.0メートル以上
500平方メートル以上	5.5メートル以上	3.5メートル以上

- 2 前項の規定にかかわらず、専ら特定自動二輪車が走行する車路の幅員は、特定自動二輪車の駐車のために供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

特定自動二輪車の駐車のために供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合

10平方メートル以上 100平方メートル未満	3.0メートル以上	2.25メートル以上
100平方メートル以上	3.5メートル以上	

(届出等)

第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、附置義務駐車施設等^{設置}届出書(第1号様式)及び別表第1に規定する図面^{変更}(変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。

(承認申請等)

第7条 条例第10条第5項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、附置義務駐車施設等^{設置}特例承認申請書(第3号様式)、別表第2に規定する図面(変更の承認の場合は、^{変更}変更する事項に係る図面に限る。)、附置義務駐車施設等使用承諾書(第4号様式。建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設等を設置する者とが異なる場合に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、附置義務駐車施設等^{設置}特例の^{承認}通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。^{変更}^{不承認}

3 前2項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、承認等申請書(第6号様式)及び当該申請の審査に必要な図面等を市長に提出することにより行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしないことに決定したときは、^{承認等}通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。^{不承認等}

(定期報告書)

第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、定期報告書(第8号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(措置命令書)

第9条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書(第9号様式)を交付することにより行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書(第10号様式)とする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、道路・交通政策局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条）

図面の種類		明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車施設等	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員その他主要な施設
(注記)		
<p>1 建築物又は駐車施設等に係る明示すべき事項のすべてが建築物又は駐車施設等に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。</p> <p>2 条例第11条第5項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設等の場合は、当該装置の仕様を明示した図面等を併せて添付する。</p>		

別表第2（第7条第1項）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設等	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び駐車施設等の位置並びに条例第10条の建築物との距離
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員
条例第10条の建築物	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び各室の用途